



## 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（その他世帯分）のご案内

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、子育て世帯生活支援特別給付金を支給します。

### ■ 支給対象者

平成15年4月2日（障がい児の場合平成13年4月2日）以降令和4年2月28日までに出生した児童を養育している方で、令和3年度分の住民税均等割が非課税または新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が住民税均等割非課税の方と同じ水準になっている方（略称：家計急変者）  
 ※子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）と重複して支給を受けることはできません。

※障がい児とは特別児童扶養手当対象児です。



### ■ 給付額

児童1人につき5万円

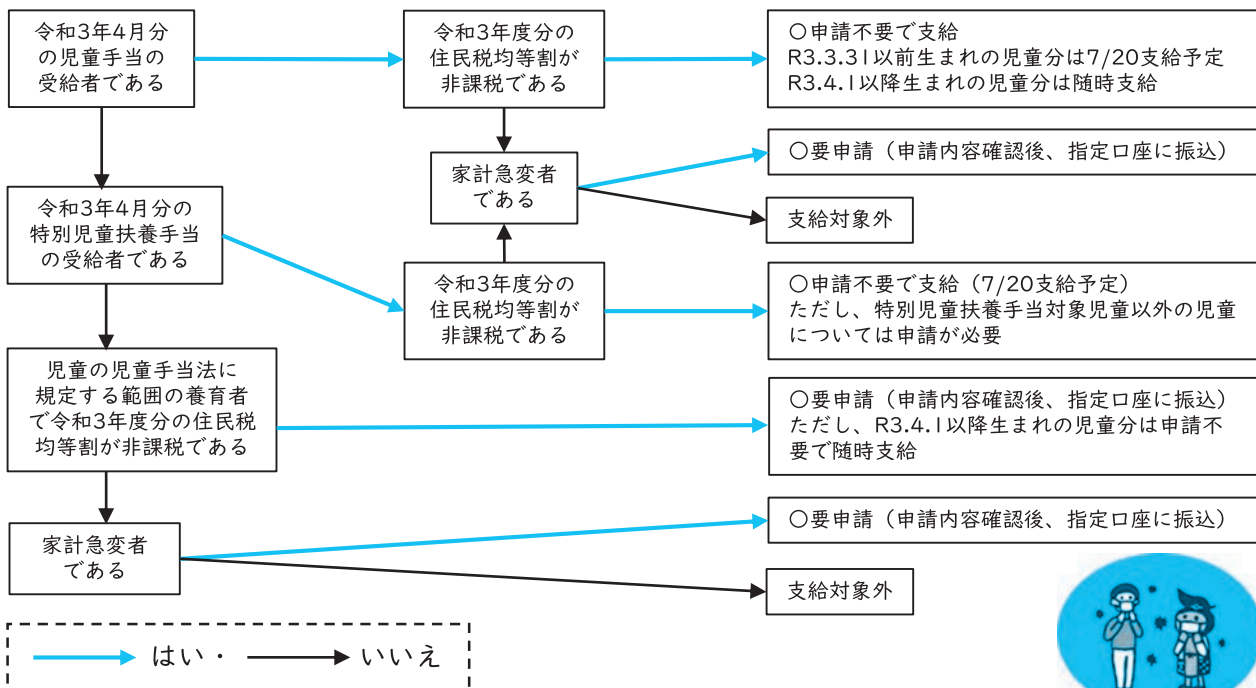
### ■ 給付金の支給日

令和3年7月20日（予定）

- 令和3年4月分の児童手当もしくは特別児童扶養手当を受給している方（公務員を除く）で、令和3年度分の住民税均等割が非課税の方（※）は7月20日に児童手当もしくは特別児童扶養手当受取口座に入金予定です。該当の方には事前にお知らせが届きます。

（※）基準日：令和3年6月1日。基準日時点で未申告の方は申告をしてください。修正申告等で基準日以降に非課税となった方は申請が必要です。修正申告等で基準日以降に課税となった方で、すでにこの給付金の支給を受けていた方は返還していただきます。

- 公務員と上記以外の支給対象者（図参照）については申請が必要です。



・要申請者の申請受付期間は令和3年8月2日～令和4年2月28日です。申請書様式は8月以降に窓口配布・うきは市ホームページに掲載します。

●問合せ 福祉事務所子育て支援係 ☎75-4961



## 子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、低所得のひとり親世帯の子育て負担の増加や収入の減少に対する生活支援として、新たな特別給付金を支給します。

### ■ 給付対象

次のア～ウのいずれかに該当する方(注1)

	基本給付の給付対象者	申請の必要性	支給時期
ア	令和3年4月分の児童扶養手当の支給を受けている方	不要	支給済
イ	公的年金等(注2)を受給しており、令和3年4月分の児童扶養手当の支給が全額停止される方(注3)	必要	申請内容確認後、指定口座に振込
ウ	新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方	必要	申請内容確認後、指定口座に振込

### ■ 注意事項

1. 児童扶養手当法に定める「養育者」の方も対象となります
2. 遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償など
3. すでに児童扶養手当受給資格者としての認定を受けている方だけでなく、児童扶養手当の申請をしていれば、令和3年4月分の児童扶養手当の支給が全額または一部停止されたと推測される方も対象となります

### ■ 給付額

児童1人あたり一律5万円

### ■ 申請手続について

イ・ウは申請が必要ですので、うきは市福祉事務所子育て支援係の窓口申請書を直接ご提出ください。

また、窓口へ直接ご提出が難しい場合には下記までご相談ください。なお、イ・ウは添付書類が必要となりますので、うきは市HPをご確認ください。

上記イ又はウに該当する場合であっても、ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯対象の子育て世帯生活支援特別給付金の支給を既に受けている場合は、本給付金の支給は受けられません。

- 問合せ 福祉事務所子育て支援係 ☎75-4961  
厚生労働省「子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)」コールセンター ☎0120-400-903 (平日9:00~18:00)



## 新型コロナウイルス感染症に伴う 傷病手当の支給期間が9月30日まで延長になります！

給与の支払いを受けている国民健康保険の被保険者(個人事業主は対象外)が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合または発熱等の症状があり感染が疑われた場合、療養のために仕事を休み給与が支給されなくなった期間に対して傷病手当金が支給されます。

申請には医療機関や事業主からの証明が必要となります。対象者や支給額の詳細については、広報うきは6月1日号や市のホームページに掲載していますのでご確認ください。申請される際は、事前にお電話でお問い合わせください。

- 問合せ 市民生活課国保・年金係 ☎75-4973